明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令（二二五）　三
○沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令（二二六）　四
○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（二二七）　五
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（二二八）　五
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二二九）　五

〔府令・省令〕
○株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・経済産業**三）　三九

〔省　令〕
○社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三八）　四〇

〔訓　令〕
○保護司の証票及び記章に関する訓令の一部を改正する訓令（**法務**四）　四四

〔告　示〕
○株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示（**内閣府・総務・財務・厚生労働・経済産業**一）　四四
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**一九九～二〇二、二〇四、二〇五）　四四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二〇三）　四四
○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**国税庁**二五）　四五
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**国土交通**一〇九二）　四五
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件（**原子力規制委**八）　四五
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件（**防衛**一八五）　四五
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件（**同**一八六）　四五

〔公　告〕
諸事項　四六
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
独立行政法人統計センター、日本弁護士連合会裁決関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四七
会社その他
会社決算公告　五七

本号で公布された法令のあらまし

◇株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第二二五号）（内閣府本府）

1　株式会社地域経済活性化支援機構に対して特定専門家派遣又は特定組合出資の申込みをする者が、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際の承諾に関する手続等を定めることとした。（第二条関係）

2　中小企業者に対して書面を交付する独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関が、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際の承諾に関する手続等を定めることとした。（第六条関係）

3　その他所要の改正を行うこととした。

4　この政令は、令和三年九月一日から施行することとした。

◇沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令（政令第二二六号）（農林水産省）

沿岸漁業改善資金助成法施行令の一部改正関係

1　融資機関が貸付けを行う経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の償還期間及び据置期間は、都道府県が貸付けを行うこれらの資金の償還期間及び据置期間と同一とすることとした。（第二条～第四条関係）

2　経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けを行う金融機関について、銀行及び信用金庫を定めることとした。（第六条関係）

3　経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの業務を行う融資機関に対し都道府県が貸し付ける資金（以下「都道府県貸付金」という。）の償還期間及び据置期間を、資金の種類に応じて定めることとした。（第八条第一項関係）